

令和4年1月

講習を受講される皆様へ

建設業労働災害防止協会福島県支部

### 受講における新型コロナウイルス感染症予防に関する注意事項

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、当支部では講習に関して、下記のとおり対応いたしますので、受講される皆様におかれましては、趣旨をご理解いただき、ご確認の上、お申し込みくださいますようお願いいたします。

#### 記

##### 1 講習前までの対応

- ① 咳、くしゃみ、鼻水、発熱、味覚異常など、風邪、又は新型コロナウイルスの感染が疑わしい症状がある場合は受講できません。

その際は必ず当支部へ連絡をお願いいたします。

なお、受講料は講習会当日の開始時刻までに連絡があった場合のみ返金いたします。

- ② 濃厚接触者の方に対しても①と同様の対応とさせていただきます。

##### 2 講習当日の対応

- ① マスク（不織布のもの）を着用し、受講して下さい。
- ② 受付において、体温測定の実施と症状等の有無についてお尋ねいたします。
- ③ 体温が37.5度以上、または体調不良等がある場合は受講をお断りいたします。  
なお、この場合、受講料は返金いたします。
- ④ 入り口に消毒液を置きますので、入室時には必ず手指の消毒をお願いいたします。

##### 3 新型コロナウイルス特措法に基づく「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」等による対応

- ① 福島県外から受講される方で、講習会開催当日、お住まいの地域に「緊急事態宣言」、または「まん延防止等重点措置」等が発令されている場合は受講できません。

なお、この場合、受講料は返金いたします。

- ② 福島県において「緊急事態宣言」が発令された場合は開催を中止いたします。

また、「まん延防止等重点措置」等が発令された場合は感染対策を徹底した上で開催いたしますが、感染状況が深刻となった場合には、中止することもあります。

なお、中止等の場合、受講料は返金いたします。

以上、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

建設業労働災害防止協会福島県支部

電話 024-522-2266

メール info@kensaibou-fukushima.jp